

<h1>岡山県公報</h1>	発行 岡山県	<h2>目次</h2>
目次	担当課（室）	<p>【告示】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 <p>【公告】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県営土地改良事業計画の縦覧○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧
		<p>健康推進課</p> <p>” 耕地課</p>

◎岡山県告示第七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

西粟倉村国民健康保険診療所

英田郡西粟倉村大字影石九〇一

令和二年二月一日

有限会社吉松屋薬局

真庭市久世二八一三

令和二年二月一日

令和2年2月10日 岡山県公報 第12167号

〔四二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備 山手地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備 山手地区）計画書

三 縦覧の期間

令和二年二月十日から同年三月二日まで

四 縦覧の場所

久米南町役場

令和2年2月10日 岡山県公報 第12167号

〔四三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 今井池地区）計画を変更したので、関係書類
を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 今井池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和二年二月十日から同年三月二日まで

三 縦覧の場所

津山市役所